

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

建

宮崎県建設業協会機関誌

会報

2021
No.561

7

就業体験

[令和2年10月19日(月)~10月22日(木)]
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 2年生 34人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和3年7月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 参議院議員足立としゆき国政報告会を開催	3
2. 宮崎県建設産業団体連合会令和3年度通常総会を開催	3
3. 令和3年度 第3回常務理事会を開催	4
4. 宮崎県建設業協会青年部連合会令和3年度通常総会並びに施工性向上説明会を開催	4
5. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について	6
6. 令和3年度 宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	7
7. 令和3年度 宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	8
8. 令和3年度 テレビCM放送のご案内	9
9. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	10
10. 玉掛け・移動式クレーン技能講習のお知らせ	11
11. 県施設の指定管理者募集のお知らせ	12
●雇用改善コーナー	
1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る 推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	13
●建退共	
1. 建退共の制度改正について	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）	16
●技士会	
1. 令和3年度 2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	17
2. 令和3年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	17
3. 令和3年度 技術セミナー開催のご案内	17
4. 令和3年度 中間検査改定に関するアンケート調査の実施について	18
5. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について	18
●事業協同組合	
1. 立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	19
●建災防	
1. 令和3年度 全国安全週間（第94回）の実施について	22
2. 労働災害防止対策の徹底について	23
3. 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止について	24
4. 建築物石綿含有建材調査者講習について	26
●火薬協会	
1. 令和2年度 産業火薬類の消費中事故原因について	28
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	29
2. 中間前払金制度のご案内	30
●建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	31

令和3年7月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	県協会 建設産業担い手確保実務担当者会議	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(延岡) 宮崎労働局長安全衛生表彰式(宮崎)	
2	金		ローラーの運転の業務に係る特別教育 (延岡 3日まで)	
3	土	国民文化祭・全国障害者芸術文化祭開会式		
4	日			
5	月			
6	火	県協会 常務理事会・県との意見交換会	足場の組立て等作業主任者技能講習 (清武 7日まで)	
7	水	全建 第1回建設生産システム委員会(WEB会議) 建設業経理士2級受験準備講座(9日まで) 県建設業者研修会(小林)		
8	木		車両系建設機械(解体用)運転技能講習(清武)	
9	金	県建設業者研修会(西都・高鍋)	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転の業務に係る特別教育(清武 10日まで)	
10	土			
11	日			
12	月	県協会 九州地方整備局との意見交換会		
13	火		職長・安全衛生責任者教育(延岡 14日まで)	
14	水			
15	木	県協会 第1回農業土木委員会・県との意見交換会 県建設業者研修会(延岡)	足場の組立て等の業務に係る特別教育(清武)	
16	金	県建設業者研修会(西臼杵)	高所作業車運転技能講習(清武 17日まで)	
17	土			
18	日			
19	月	二級土木施工管理技術検定講習会(21日まで)		
20	火	県協会 第1回建築委員会・県との意見交換会 県建設業者研修会(宮崎・高岡)	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 (清武 21日まで)	
21	水			
22	木	海の日	海の日	海の日
23	金	スポーツの日	スポーツの日	スポーツの日
24	土			
25	日			
26	月			
27	火	県建設業者研修会(都城)	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習(延岡 29日まで)	
28	水	二級土木施工管理技術検定講習会(30日まで)		
29	木	県建設業者研修会(日向)		
30	金	自民党県連ヒヤリング 県建設業者研修会(日南・串間)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用 及び掘削用) 運転技能講習(清武 31日まで)	
31	土			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

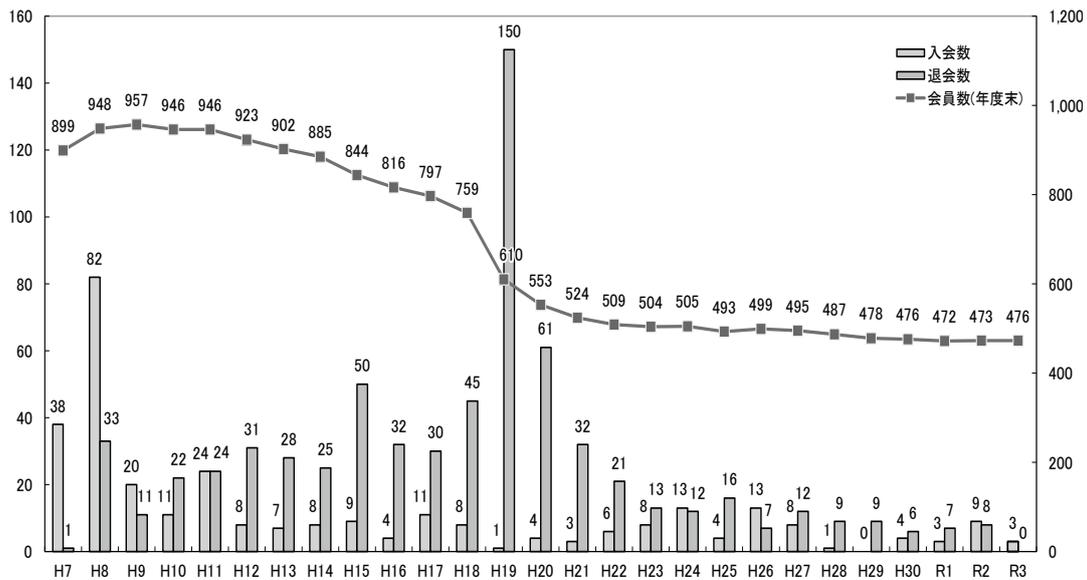
項 目	所 管	形式
2021.4.1 付 宮崎県建設業協会 ～働き方改革対策に向けた週休2日制度を推進していきます～	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF
2021.5.7 付 国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会 令和3年度作文コンクールの実施・募集について	建 設 業 業 基 振 興 基 金	html
2021.5.28 付 宮崎県 建設産業経営力強化支援事業（新分野事業）について	宮 崎 県	html
2021.6.4 付 宮崎県 令和3年度みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業の募集について	宮 崎 県	html
2021.6.4 付 宮崎県 令和3年度みやざき材で創る「新しい生活様式」空間づくり支援事業の募集について	宮 崎 県	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
都 城	(株) 下 森 建 装	代 表 者	下森 康玄	下森 大也
高 鍋	(株) 増 田 工 務 店	代 表 者	増田 秀文	増田 祐介
高千穂	(株) 竹 尾 組	代 表 者	竹尾 通洋	竹尾 英樹
々	(株) 田 中 建 設	代 表 者	田中 亮	田中 光

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	0
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	476

※ H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R3は6.28現在

宮崎県建設業協会

1. 参議院議員足立としゆき国政報告会を開催

6月21日（月）に宮崎観光ホテルにて、参議院議員足立としゆき先生の国政報告会が開催された。国政報告会では、諸外国とのインフラ投資額の違いや空港及び高速度道路車線数の比較等のデータを用い、地域の生活や経済を支えるために大きな役割を果たしているインフラ整備の重要性について講演していただいた。また、藤元会長より足立先生に来年7月の参議院議員選挙に向けた推薦状を手渡した



足立先生国政報告会



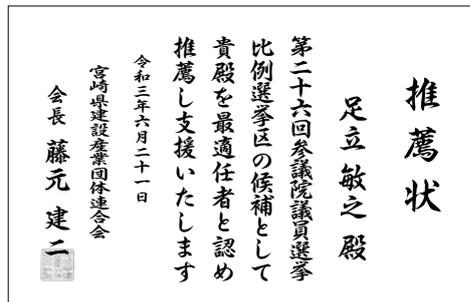
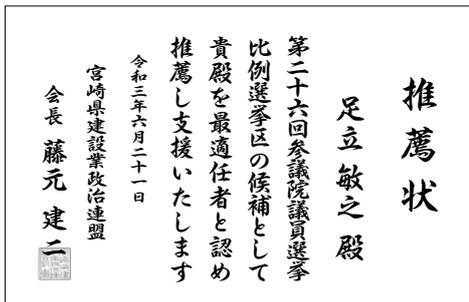
星原先生挨拶



藤元会長挨拶



推薦状交付



2. 宮崎県建設産業団体連合会令和3年度通常総会を開催

6月21日（月）に宮崎観光ホテルにて関連35団体が加入する宮崎県建設産業団体連合会通常総会が開催された。総会では、藤元会長の挨拶の後、次の4議案について審議が諮られ、いずれも原案通り承認可決された。

第4号議案

働き方改革対策に向けた週休2日制度の推進(案)について

第1号議案

令和2年度事業報告書及び決算書、剰余金処分(案)について

第2号議案

令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)、会費徴収並びに入会金について

第3号議案

役員欠員に伴う補充選任(案)について



藤元会長挨拶



建産連通常総会

宮建協

3. 令和3年度第3回常務理事会を開催

令和3年6月17日（木）9時40分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（10／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「それぞれの地区の状況を把握しておくことも大切だと考えているので、忌憚のない意見をお願いしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 令和4年度国・県に対する要望について

樫村事務局長が資料2に基づき、自民党県連と公明党県本部のヒヤリングの日程及び要望項目について報告した。

議題2 その他

(1) 令和3年度県の委託事業
（若年担い手・外国人材）について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、「建設産業若年入職者確保定着支援事業」及び「建設産業外国人材確保支援事業」の雇用・応募状況について報告した。

(2) CCUS登録推進事業等について

山尾係長が参考2に基づき、サテライト説明会の周知及びCCUS登録推進事業について報告した。



第3回常務理事会

(3) 足立敏之参議院議員国政報告会について

樫村事務局長が参考3に基づき、6月21日に開催される足立敏之参議院議員国政報告会の会場及びスケジュール等について報告した。

(4) 全国建設業協会社会貢献活動推進月間
中央行事について

樫村事務局長が参考4に基づき、令和3年度建設業社会貢献活動推進月間功労者表彰式への対応について報告し、承認された。

議題3 7月以降の協会行事等について

樫村事務局長が参考5に基づき、9月末までの行事について報告し、承認された。

4. 宮崎県建設業協会青年部連合会令和3年度通常総会
並びに施工性向上説明会を開催

宮崎県建設業協会青年部連合会は、令和3年度通常総会を6月18日（金）建設会館5階「会議室」において、開催した。

なお、宮崎県が感染拡大緊急警報を発令中であることから、常任理事会のメンバー（11支部協会青年部長と連合会相談役）12名参加のもと開催された。

川口部会長の議事進行のもと、次の4議案について審議が諮られた。



川口部会長挨拶

第1号議案

令和2年度事業報告及び収支決算並びに剰余金処分(案)について

第2号議案

令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)について

第3号議案

役員欠員に伴う補充選任(案)について

その他① テレビCMリニューアル(案)について

その他② 連合大会(宮崎大会)について

4議案についていずれも原案通り承認可決された。

また、総会終了後、日向地区青年部より施工性向上の説明会が併せて開催された。



通常総会

令和3年度 宮崎県建設業協会青年部連合会 役員名簿

令和3年6月18日

役員種別	地区	氏名	商号又は名称	役員種別	地区	氏名	商号又は名称
部会長	宮崎	川口 隆二	(株)川口技建	理事	小林	吉元 直樹	(株)吉元組
副部会長	串間	河野 義範	松浦建設(株)	〃	〃	竹下 裕二	(有)竹下建設
〃	延岡	湯川 守人	湯川建設(株)	〃	〃	永崎 康仁	(有)永崎建設
常任理事	都城	川本 裕之	(株)川本組	〃	東諸	藤元 勇貴	(株)藤元建設
〃	東諸	海老原 巧	(有)海老原建設	〃	西都	中野 拓哉	(有)中野
〃	西都	荒川 清志	(株)荒川建設	〃	〃	椎葉 慧詩	(株)川上建設
〃	高鍋	河野 幸治	(株)河北	〃	高鍋	横田 晋作	(株)ビズ
常任理事	日向	甲斐 宣人	(株)太伯建設	〃	〃	小田 洋史	(株)天井丸建設
〃	高千穂	興梠 裕昭	(株)興梠建設	〃	〃	黒木 洋史	川南工業(株)
監事	日南	浜田雄一郎	浜田建設(株)	〃	日向	長谷川雄基	(資)長谷川組
〃	小林	川野 孔聖	八重尾産業(有)	〃	〃	椎葉 博樹	(株)尾前建設
相談役	宮崎	児玉 昌也	(有)児玉工業	〃	〃	岩本 倫尚	(資)七組
常任理事 相談役計	12名			〃	延岡	浅野 孝典	(株)山崎産業
理事	宮崎	金丸 誠悟	(株)新和産業	〃	〃	木村 彰裕	木村産業(株)
〃	日南	川崎 秀一	(株)川鉄建設	〃	高千穂	佐藤 清崇	甲斐土木造園(株)
〃	〃	河野直太郎	(株)河野組	〃	〃	工藤崇一郎	(株)工藤工務店
〃	串間	高橋 敏	(株)高橋工務店	理事計 23名			
〃	〃	野辺 俊就	野辺建設(株)	○常任理事：各地区青年部 部長			
〃	都城	木脇 伸博	(株)博栄建設	○理事：各地区青年部 副部長			
〃	〃	上村 一	(株)上村開発	○相談役：青年部連合会 前部長			

5. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について



建設キャリアアップシステム 登録推進事業

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは?

建設技能者の保有資格・就業履歴等の情報を登録・蓄積し活用することで、技能者の適切な評価と処遇改善、現場管理の負担軽減に結びつけるためのシステムです。公共工事での導入も進んでいます。



登録の メリット等

- 施工体制管理の効率化、現場事務作業の省力化ができる!
 - 建設技能者の技能や経験に応じた処遇改善につながる!
 - 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となる!
- ※登録方法は、ホームページ (<https://www.ccus.jp/>) 及び認定登録機関(宮崎県建設業協会)にてご確認ください。

事業目的

CCUSの導入に必要な初期経費の一部を助成し、登録推進や制度普及を図り、生産性向上や働き方改革並びに処遇改善の取組を支援する事業です。

助成対象経費

- (1) CCUSの事業者登録料の1/2以内
 - (2) カードリーダー購入費の1/2以内
- ※カードリーダー購入費のみの申請は不可となり、助成対象台数は1業者1台分のみとなります。
※消費税及び地方消費税額は対象外となります。

助成対象者

宮崎県内に主たる営業所を持つ建設業者(許可業者)で、令和3年6月1日以降にCCUS事業者登録をした業者が対象になります。

受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月末日まで
(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
※事業予算を超える申請があった際には、受付を終了します。ご了承ください。

応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送してください。



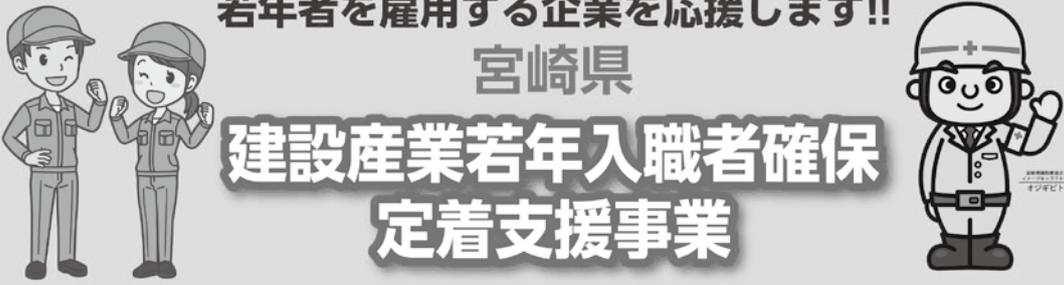
宮崎県建設業協会
インターネット
オジギビト

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社)宮崎県建設業協会

電話:0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

6. 令和3年度 宮崎県委託事業 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について



若年者を雇用する企業を応援します!!
宮崎県
建設産業若年入職者確保
定着支援事業

事業目的	将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者(研修生)を新規に雇用し、現場実習(OJT)や集合研修(OFF-JT)を組み合わせることで、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。
対象者	失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所(候補事業所)に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の13人(先着順) ※応募申請前に雇用された者は除く
助成対象経費	(1)雇用した研修生の人件費 (2)事業主負担分の社会保険料(健康保険、厚生年金保険)雇用保険料等 (3)集合研修(OFF-JT)に係る研修費 ※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む
助成額	(1)助成率:対象経費の1/2以内 (2)助成額:最長5か月、上限65万円
上記の助成金を受給するには	研修生に対し、職場実習(OJT)及び集合研修(OFF-JT)を組み合わせた人材育成を行う必要があります。
申請できる事業所	(1)宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること (2)社会保険(健康保険、厚生年金保険)、雇用保険に加入していること等
受付期間	令和3年5月6日から随時 (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意:13人の雇用または事業予算に到達した時点で終了します。
応募方法	申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。 ※実施要領の内容をご覧ください。応募申請してください。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp

7. 令和3年度 宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について



外国人を雇用する企業を応援します!!

宮崎県

建設産業外国人材
確保支援事業



補助対象者	宮崎県内に本店がある 建設業者(建設業許可を有すること)
補助対象経費	当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限りです。 <div style="margin-top: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旅費・受講費 2. 通訳費 3. 在留資格申請費 4. 人材紹介費 5. 出展費・説明会等参加費 6. 研修費 7. その他 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: 0.9em;"> ※研修費について 入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限り </div>
補助対象 在留資格	●高度専門職または特定技能1号・2号及び専門的な知識や技術を有する高度技術保有外国人材 (例: 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技能労働者) ※技能実習生は補助対象外です。
補助額	助成対象経費の1/2以内(一社当たり上限額20万円)
対象者の限度	1事業者当たり年1回のみ(通算上限2回まで)
受付期間	令和3年5月6日から令和4年2月末日まで (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意: 事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。 御了承ください ※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税・地方消費税は対象外。 ・補助金の交付は事業計画申請受付順とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを行ったものに限り。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社) 宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

8. 令和3年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和3年度放送日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日(土)から
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日(土)から
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆CM展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による
橋梁が完成するまでの15秒CM 1ヶ月 約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります!



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター 「オジギビット」

宮建協

9. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
 - ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
 - ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)
- ※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



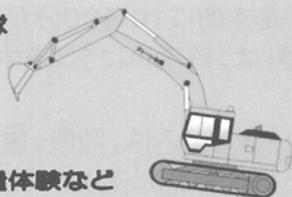
プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

- 体験内容
- 青年隊概要説明
 - 施設案内
 - 建設機械試乗・測量体験など
 - ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



70年の伝統を誇る
宮崎県産業開発青年隊

指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



10. 玉掛け・移動式クレーン技能講習のお知らせ

玉掛け技能講習(つり上げ荷重1トン以上)

~~1回目 学科 7月1日(木)・2日(金)~~

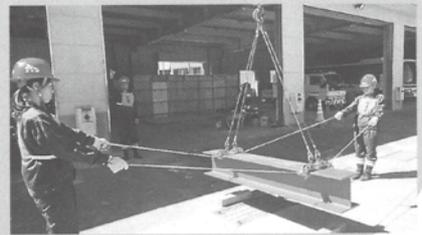
(終了しました)

~~実技 7月8日(木)・9日(金)・どちらか1日~~

2回目 学科 8月2日(月)・3日(火)

実技 8月4日(水)・5日(木)・どちらか1日

受講料 19,000円



小型移動式クレーン技能講習(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)

1回目 学科 7月15日(木)・16日(金)

実技 7月20日(火)・21日(水)・どちらか1日

2回目 学科 8月16日(月)・17日(火)

実技 8月18日(水)・19日(木)・どちらか1日

受講料 19,000円



(一社) 宮崎県産業開発青年協会

☎ 889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1 FAX: 0985-85-8241

☎ 0985-85-3889 ✉ seinen-sueyoshi@major.ocn.ne.jp

宮建協

11. 県施設の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆様の日頃ご利用いただいている県の施設を、令和4年度から管理運営していただく指定管理者を募集しています。

応募資格は、県内に事業所などを有する又は設置予定の法人その他の団体となっています。また、複数の団体で構成するグループで応募することもできます。

詳しくは、県ホームページを御覧いただくか、施設の所管課までお問い合わせください。

指定管理者を募集する施設

施設名	所管課	電話番号
宮崎県サンビーチーツ葉	港湾課	0985 (26) 7189
宮崎港マリーナ施設		
県立阿波岐原森林公園		

【指定管理者制度の概要】

- 本県では、県民の皆様の日頃ご利用いただいている県施設の管理業務において、民間事業者等のアイデアやノウハウを活用して、利用者サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。
- 県の指定を受けた指定管理者は、あらかじめ定められた範囲で施設の管理を行い、また、施設の使用許可等も行います。

【県ホームページ】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/jinji-gyoseikaikaku/kense/gyose/index.html>

※ 「トップページ」⇒「県政情報」⇒「行政運営」⇒「指定管理者制度」

⇒「宮崎県の公の施設への指定管理者制度の導入について」の募集情報を御覧ください。

【募集期間】

令和3年7月上旬～令和3年9月上旬

※ 詳しくは県ホームページで御確認ください。

【指定管理者制度全般についての問合せ先】

宮崎県 人事課行政改革推進室 電話：0985 (32) 4473

雇用改善コーナー

1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

2 文科初第 1695 号
職発 0210 第 10 号
開発 0210 第 3 号
令和 3 年 2 月 10 日

主要経済団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公印省略)

厚生労働省人材開発統括官
小 林 洋 司
(公印省略)

令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について (通知)

新規中学校・高等学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和2年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和3年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び接遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業生に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者をめぐる就職環境は、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（文部科学省調査）は80.4%となっておりますが、地域差もあることから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与える影響により一層注意する必要があります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が数多にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就職を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和4年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、令和4年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和3年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和3年9月5日（沖縄県については令和3年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和3年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提示を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業を活用する場合は、この限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和3年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和3年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和3年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人票の学校への提示についても、令和3年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和4年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和3年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共の制度改革について

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されることに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を310円から320円に改定いたします。

II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

- ・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。
- ・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3~5割程度となります。
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

III 共済証紙の図柄が変わります。

令和3年10月1日以降、金融機関で販売する証紙は、320円になります。

《制度改革に伴う手続き》

1 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入してください。

[1日券]
320円



[10日券]
3,200円



(注) 現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

建退共

2 310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。（※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。）

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関（代理店）
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

※建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末日までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

3 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。（既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。）

4 共済手帳はそのままお使いください。

- 1 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで（次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで）更新手続きは必要ありません。
- 2 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
- 3 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)	前月分	
3月末計	2,570	30,517					
加入	5	151					
脱退	4	97					
4月末計	2,571	30,571					
4月分			973	94	95,155,551	前月分	123,856
今年度総累計 (2021年4月)			973	94	95,155,551	当年度 累計	893,447

技士会

1. 令和3年度 2級土木施工管理技術検定 受験準備講習会のご案内

河川、道路、橋梁などの土木工事において、主任技術者として施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理などを行うには、資格が必要になってきます。

土木施工管理技士の国家資格を目指す技術者皆様方のために、2級土木施工管理技術検定の受験準備講習会を開催致します。どこよりも安価で、経験豊富で優秀な講師によるポイントを押さえた講義を実施します。

講習会の日程等は下記のとおりです。多数のご参加をお待ちしています。

2級 学科・実地講習 (6日間を2回に分けて開催)			
日 程	1回目	令和3年7月19日(月)～7月21日(水)	3日間
	2回目	令和2年7月28日(水)～7月30日(金)	3日間
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橋通東2丁目9番19号)		
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)		

2. 令和3年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっております。大変好評を得ておりますので、令和3年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年後の12月31日まで有効となりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和3年度の今後の予定は、下記のとおりです。

日 程	場 所
令和3年 8月 4日(水)	宮崎県建設会館
令和3年 9月 22日(水)	都城建設会館
令和3年 10月 6日(水)	延岡建設会館
令和3年 11月 10日(水)	宮崎県建設会館

3. 令和3年度 技術セミナー開催のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、今年度もCPDS認定講習の技術セミナーを開催します。

日程につきましては下記のとおりです。ふるってご参加下さい。

日 程	対象地区協会	会 場	日 程	対象地区協会	会 場
8月6日(金)	小林	小林市	8月23日(月)	日南、串間	日南市
8月17日(火)	西都、高鍋	西都市	8月24日(火)	都城	都城市
8月18日(水)	日向	日向市	8月25日(水)	宮崎、東諸	宮崎市
8月19日(木)	延岡、高千穂	高千穂町			

なお、申込みなど詳細については地区協会からの案内(7月上旬予定)をご覧ください。

技士会

4. 令和3年度 中間検査改定に関する アンケート調査の実施について

宮崎県工事検査課では、平成31年度の中間検査の改定の状況を把握するため、アンケート調査への協力依頼が来ております。

対象は下記のとおりですが、アンケート調査票の配布・収集を宮崎県土木施工管理技士会で行っておりますので、ご協力をお願い致します。

1. アンケートの対象
 - ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の工事
 - ・当初設計金額1千万円以上の完成検査を受検した工事
2. アンケート調査票（エクセル形式）の配布
宮崎県土木施工管理技士会のホームページからダウンロードしてください。
○ 新着情報 2021. 4. 19
3. アンケート調査票の収集
宮崎県土木施工管理技士会の事務局へメール送信してください。
【宮崎県土木施工管理技士会 事務局 メールアドレス】
m-gishi@m-gishi.jp
4. 提出期限（目安）
完成検査受検後、概ね2週間以内を目安に、宮崎県土木施工管理技士会へメールで提出してください。

5. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、(一社)日本UAS産業振興協議会(JUIDA)の認定を受けている、ドローンアビエーション(株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール)と共催して、JUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

講習期間 4日間 随時受付 費用 会員 230,000円

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

事業協同組合 ■ ■

1. 立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内



新しい時代に '次世代' 金融プラットフォームを

「建設業界」に特化した New!

立替決済サービス登場!

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) *1

登録受付中!

スピーディな
立替

担保・債務保証
不要

シンプル
な一律手数料

ポイント!

売り手/買い手
双方にメリット

- ✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、完工後にお支払い ・工事当たり500万円~1億円の立替 *2 *3 *6
- ✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要 <独自審査>
- ✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料
 - ・建設会社様、資材会社様 (又は協力会社様) 双方に立替手数料をご負担頂きます。手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。*4
 - ・手数料以外の入会金、年会費は無料です。

買い手
(建設会社様)



① 納品・検収

LAND DATA BANK

金融サービス
プラットフォーム

*5

売り手
(資材会社様・協力会社様)



③ 後払い

② 立替払い

株式会社ランドデータバンク
www.ldb.co.jp/



よくあるご質問

Q1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

Q2 立替工事の種類等に制限はありますか？

<建設会社様> 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。
<資材会社様> 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

Q3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

Q4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。
<建設会社様> ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂くだけで簡単に申込みができます。
<資材会社様、協力会社様> ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

Q5 審査はどのようにおこなわれますか？

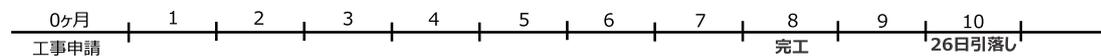
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

Q6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様へ入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様へ入金時期は以下の通りです。
◀月2回のタイミングで入金となります▶
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金
*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。
*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

Q7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



Q8 入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

Q9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

Q10 システムを使用しての登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

建災防 ■ ■

1. 令和3年度 全国安全週間（第94回）の実施について

本週間／ 7月1日～7月7日

準備期間／ 6月1日～6月30日

〈スローガン〉

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で94回目を迎えます。

事業場で労使が協調して継続的に労働災害防止対策が展開されてきた結果、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みです。一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害等が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みです。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要があります。

一方、昨年の宮崎県内における労働災害状況は、死亡者数は前年比1件増の13件であり、休業4日以上死傷災害に至っては前年比94件増の1576件と大幅に増加し、大変憂慮すべき状況です。県内の死傷者数が増加している要因としては、①業種を問わず「転倒」による災害が多発していること、②60歳以上の労働災害が多発していること、③業務に起因する新型コロナウイルス感染症の増加が挙げられます。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和3年度全国安全週間は、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

をスローガンに、6月1日から6月30日までを準備期間として、7月1日から7月7日までを本週間として実施します。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、新型コロナウイルス感染防止のため「3つの密」を避ける等、感染予防に必要な措置を講じた上で、自主的な安全活動を着実に実行しましょう。



2. 労働災害防止対策の徹底について (宮崎労働局からの要請)

関係団体の長 殿

労働災害防止対策の徹底について (要請)

平素より労働行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宮崎労働局管内における死亡および休業4日以上の労働災害が3年連続で増加している状況にあります。さらに令和2年の労働災害による死傷者数は1,576人で、令和元年の1,482人より大幅に増加し、平成19年以来13年ぶりに1,500人を超える憂慮すべき事態となっています。

特に、製造業、建設業、小売業、社会福祉施設の業種において増加傾向がみられます。

労働災害の発生原因は、「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動、無理な動作」が多く、この3つの類型で労働災害全体の50%以上を占めています。

このような状況に鑑み、宮崎労働局では、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」のスローガンのもと、令和3年度全国安全週間（準備期間6月1日～30日、本週間7月1日～7日）にあわせて、労働災害防止のための取組を要請することとしました。

貴団体におかれましては、

- ・別添リーフレット等を用いた労働災害防止対策の啓発活動の実施
- ・転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）の実施
- ・熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）の実施
- ・KY（危険予知）活動やリスクアセスメント活動の実施

上記の事項を傘下会員事業場に呼び掛けていただき、労働災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和3年6月10日

宮崎労働局長

田中 大介

建災防

3. 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止について

建設現場の管理者、労働者の皆様へ

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のもがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

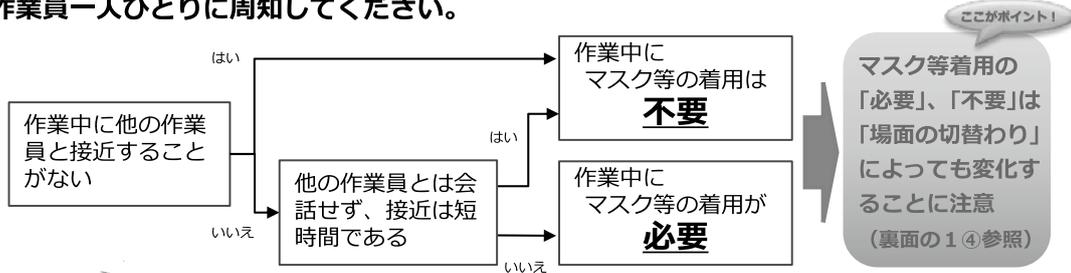
（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもので、調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。



ここがポイント!

マスク等着用の「必要」、「不要」は「場面の切替わり」によっても変化することに注意（裏面の1④参照）



都道府県労働局・労働基準監督署



③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(※)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ① **マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる**
- ② **軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない**
- ③ **マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)**

(※) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさを「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等

R3.5

建災防

4. 建築物石綿含有建材調査者講習について (建災防宮崎県支部においては令和3年度下期に講習を開催予定)

令和5年10月施行

建築物の解体・改修工事の事前調査は、

「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要です！

建築物石綿含有建材調査者講習 ご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

1. 当協会で実施する講習

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。



2. 主な受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注）受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

3. カリキュラム及びテキスト

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間 ※
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
科目 現場調査の実際と留意点	4時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査（筆記試験）	1.5時間
合計	12.5時間



建築物石綿含有建材調査者講習テキスト

(2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間 ※
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1時間
科目 現場調査の実際と留意点	3時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査（筆記試験）	1時間
合計	8時間



一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト

※ 石綿作業主任者技能講習修了者は、一般および一戸建て等の両講習とも、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」（1時間）が免除されます。

4. 修了考査（筆記試験）



5. お問い合わせ先(建災防都道府県支部一覧)

本講習は、建災防都道府県支部で実施します。開催時期・受講料については、以下の最寄の支部へお問い合わせください。

※注意：一部実施していない支部もあります

支部名	電話番号
北海道	011-261-6187
青森	017-773-6200
岩手	019-623-4411
宮城	022-224-1797
秋田	018-823-5499
山形	023-642-3033
福島	024-522-2266
茨城	029-300-4638
栃木	028-639-3133
群馬	027-252-1669
埼玉	048-862-2542
千葉	043-225-8524
東京	03-3551-5372
神奈川	045-201-8456
新潟	025-285-7141
富山	076-478-4900

支部名	電話番号
石川	076-244-7146
福井	0776-24-1197
山梨	055-221-8810
長野	026-228-7200
岐阜	058-276-3743
静岡	054-255-1080
愛知	052-242-4441
三重	059-227-5922
滋賀	077-522-3232
京都	075-231-6587
大阪	06-6941-2961
兵庫	078-997-2323
奈良	0742-22-3345
和歌山	073-436-1327
鳥取	0857-24-2281
島根	0852-21-9004

支部名	電話番号
岡山	086-225-4132
広島	082-228-8250
山口	083-924-3743
徳島	088-622-3113
香川	087-821-5243
愛媛	089-943-5330
高知	088-822-0321
福岡	092-483-5101
佐賀	0952-26-2779
長崎	095-820-7755
熊本	096-371-3700
大分	097-538-0745
宮崎	0985-20-8610
鹿児島	099-257-9211
沖縄	098-876-5273

建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 企画課・教育課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館 7階

TEL：03-3456-0618（教育推進部 企画課・教育課直通）/03-3453-8201（代表）

FAX：03-3456-2458

ホームページ：https://www.kensaibou.or.jp/



調査者講習のご案内はこちらからアクセス！

火薬協会

1. 令和2年度 産業火薬類の消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会令和2年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

(1) 事故の概要

	事故の概要	推定原因・調査員の意見
1	採石場において発破による飛び石が発生し、場内約200m離れた巡回車のフロントガラスに放射状のひび割れ、県道をまたいだ約450m離れた当該事務所駐車場の乗用車の後部ドア2カ所に当たり傷が発見された。	①修正発破と本発破を同時回路にて実施し、先に根切れの修正発破を掛けたことにより、本発破のMS8段、DS2段グランドレベル付近の最小抵抗線が小さくなり過装薬状態となり吹き出し現象が発生した可能性がある。 ②当該採石所では親ダイ起爆にMS電気雷管を連続配置で使用しており段発秒時間隔が非常に小さい。そのため、前段の発破による岩石の起砕移動が完了しないうちに、後段の発破による岩石の起砕移動が開始され、それにより前段起砕岩石が後段起砕岩石のエネルギーにより押し出され飛び石が発生した可能性がある。 ③ベンチ端からの2自由面ベンチ縦孔発破は、発破のセオリーから考察すれば正しい段配置であるが、安全の大前提に保安物件方向からは起爆開始しないとなっている。 ④火薬原単位においては、当該ベンチは「中硬岩」程度と考えられ、飛び石発生時の火薬原単位は、0.364kg/m ³ であり、他採石場に比較すると多少大きいと、文献等によると決して大きいとは言えない。
2	航空機装備品の火工品を使用した動作試験中に異常が発生し、航空機装備品の一部が破損、飛散した。	原因として火工品の不良や航空機装備品の経年劣化による強度劣化等の可能性が考えられるが、調査継続中であり、事故原因は不明である。
3	猟銃製造工場内の試射場においてライフルを試射していたところ、発射先の床面から発火し、試射場の一部を焦がすとともに、1名が顔に火傷を負った。	ライフル試射場では、1日約500発のライフル試射を行っている。銃口からは、発射のたびに実包から少量の無煙火薬が前方約7m程度飛散する。その火薬が床に日々堆積したところに、発砲した際に発火した火薬が下方に達し、蓄積した火薬に着火し延焼したものと推定される。
4	採石場において法面の修正発破を実施した際、飛び石が発破箇所から43m地点にいた点火者の手のひら及び付近にあった自家用車に衝突した。	①非定常な発破作業で危険性を予知できていなかった。 ②単独で穿孔、装薬、点火作業をしていた。 ③移動式点火小屋の不使用及び点火場所の位置、距離が非適切。 ④今回の発破は自由面が多く、最小抵抗線が小さくなった箇所での過装薬。
5	信号炎管操作訓練において携帯用信号炎管を消費したところ、信号炎管から噴出した火花が鉄道枕木に着火し火災に至った。	枕木が乾燥していたこと及び劣化による亀裂等があったことから火花が入り込み着火した。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（5月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和3年度	252	▲ 2.7	12,057	5.5	433	▲ 1.6	25,339	▲ 8.6
令和2年度	259	3.6	11,427	23.2	440	▲ 9.5	27,729	53.0
令和元年度	250	0.8	9,276	▲ 14.5	486	22.1	18,120	6.1
平成30年度	248	21.0	10,851	13.0	398	0.3	17,076	▲ 20.0

※増減率：前年同月比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

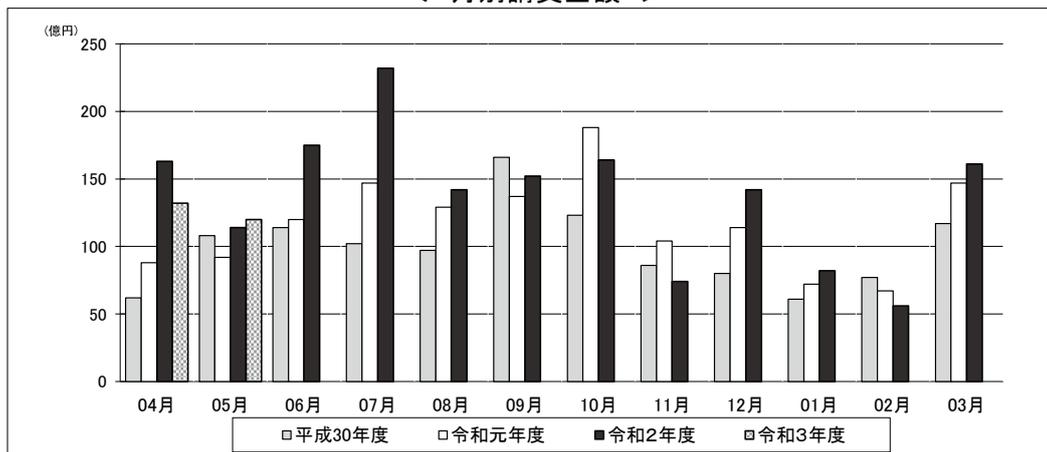
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	55	17.0	6,610	33.5	65	8.3	7,224	21.3
独立行政法人等	1	▲ 50.0	35	▲ 89.5	3	▲ 50.0	608	36.7
県	57	3.6	2,548	▲ 0.4	127	8.5	8,370	3.2
市町村	137	▲ 11.6	2,848	▲ 20.6	233	▲ 9.3	8,252	▲ 37.5
その他の公共的団体	2	<	15	<	5	<	883	<
計	252	▲ 2.7	12,057	5.5	433	▲ 1.6	25,339	▲ 8.6

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	53	8.2	2,704	▲ 7.1	86	8.9	4,886	33.0
日 南	22	29.4	2,456	1095.6	35	9.4	3,327	294.5
串 間	11	▲ 26.7	114	▲ 70.0	20	5.3	1,291	▲ 29.9
都 城	36	56.5	2,486	86.2	57	7.5	4,686	▲ 1.4
小 林	25	▲ 7.4	533	▲ 37.4	41	20.6	881	▲ 7.2
高 岡	10	▲ 9.1	204	▲ 53.2	16	0.0	345	▲ 24.8
西 都	14	0.0	943	394.3	30	42.9	1,481	▲ 69.5
高 鍋	13	▲ 7.1	733	▲ 52.9	20	▲ 20.0	989	▲ 54.6
日 向	26	▲ 13.3	377	2.8	48	▲ 25.0	3,068	▲ 9.1
延 岡	27	12.5	1,145	▲ 45.2	49	8.9	3,342	17.5
西臼杵	15	▲ 57.1	357	▲ 67.5	31	▲ 40.4	1,038	▲ 46.9
計	252	▲ 2.7	12,057	5.5	433	▲ 1.6	25,339	▲ 8.6

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!
中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

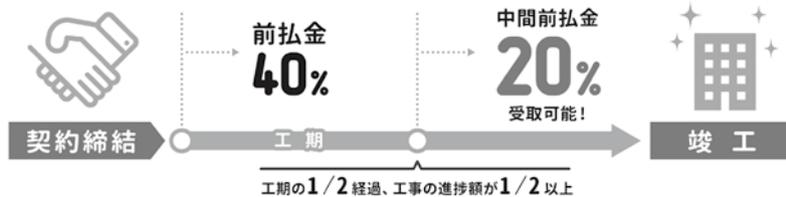
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
 さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
 場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
 はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
 ・保証申込書 ・前払金使途内訳明細書
 ・発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律**0.065%**と非常にローコストです。

一例 請負金額5,000万円の場合

中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 **6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>



建設業福祉共済団

〈法定外労災補償制度〉

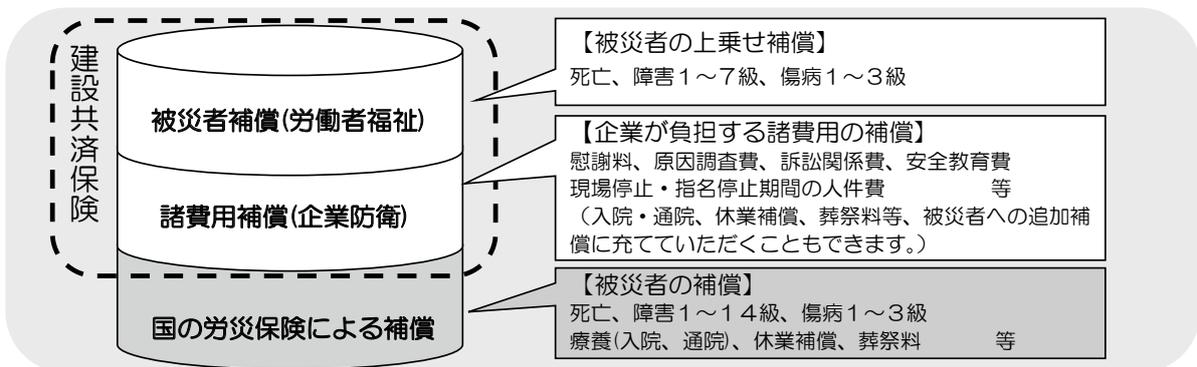
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索